

# ファイトバック!

No.12 2009年11月20日 発行



館長  
雇止め

バックラッシュ裁判

編集・発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会  
連絡先：520-0047 大阪市北区西天満2-3-16絹笠ビル1F  
大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550  
■URL:<http://fightback.fem.jp> ■Email:[fightback@hh.fem.jp](mailto:fightback@hh.fem.jp)  
■郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

## 判決日いまだ決まらず

2009年11月15日現在



大阪高裁・地裁全景

### もくじ

判決は結審時の裁判官が「書く」のだそうです 三井マリ子	2
判決への長い道のり 上田美江	3
脇田滋教授の意見書を読んで 小西佑佳子/木村真	4
浅倉むつ子教授の意見書を読んで 瀬野喜代/仲野暢子/におかみるこ/前田富士子	7
塩月裁判長への請願 真剣な支援者の声から	13
緊急レポート：年内か年明けに判決か 鈴木誠子	15
初代館長三井マリ子さん雇止めから5年7ヶ月“すてっぷ”工事始まる	16

## 判決は結審時の裁判官が「書く」のだそうです



三井マリ子（すてっぶ初代館長、控訴人）

控訴審は2009年5月に結審しました。大阪高裁の塩月裁判長は裁判長席から「追って判決の日を知らせます」と言いました。傍聴席に座っていた皆さんの耳元にも残っているはずですが。しかしその後、待てど暮らせど連絡なし。弁護団も「おかしいですねえ」。

民事訴訟法251条によると、判決は、基本的には弁論が終わった日から2カ月以内に出るそうです。ということは、5月に終わったのですから、7月末頃には判決となったはずですが。しかし251条は、「事件が複雑であるとき」「その他特別の事情があるとき」はその限りではない、とも書いています。「館長雇止め・バックラッシュ裁判」は、この例外にあてはまるようです。

でも、さらにおかしいことがありました。9月に裁判長と裁判官が変わったのです。私がそれを知ったのは、大阪高裁のホームページでした。弁護士も、熱心に支援してくださっている友人や知人も、全く知りませんでした。私は、裁判官が変わったのなら担当の弁護士に知らせてくるはずだ、と思いこんでいました。でもこんな常識は、裁判所には当てはまらないようです。9月が過ぎ、10月も終わりました。その間、何も連絡はありません。

世話人の皆さんは、「これまでの審議は塩月裁判長のもとで行われてきたのに、判決だけ新しい裁判長が言い渡すなんてどう考えてもおかしい」と言います。当然です。これから、新しい裁判官が膨大な書面を読むことは無理がありますし、法廷でのやりとりに全く参加していなかった人が判決を書くのだとしたら、法廷などいらぬような気がします。

10月30日、大阪高等裁判所に電話をしてみました。第11民事部の書記官は次のように回答しました。

「弁論が終了したときの裁判官3人で判決を書くこととなります。この事件については塩月裁判長と他の2人の裁判官が書くことになると思います。でも、判決の言い渡しは、(新しい)成田きたる裁判長となります」

ということで、書くのは前の裁判長と裁判官。言い渡しは、新しい裁判長です。

いつかはわかりませんが、判決の日に出廷し、目を裁判官席の方に移して、「あれッ、塩月裁判長ではない！」と傍聴席騒然——こうならなかっただけでもよかったですでしょうか。

日本の裁判って、どこかヘンですね。

# 判決への長い道のり

上田 美江（ファイトバックの会代表）

「館長雇止め・バックラッシュ裁判」を力強く、息なが一く支えて下さってる、お仲間の皆様

判決の日取りの通知を、これまで、お知らせ出来なくて、本当に心苦しく、また申し訳なく思っております。

大阪高等裁判所から判決日の知らせが、半年以上も無い理由は、判決文を書くことに時間がかかっているらしいことと、大阪高等裁判所判事の人事異動があったからのようです。しかも驚くべきは、裁判所には、原告及び弁護士を長い間待たせているという認識など全く無いらしいことです。裁判官の人事異動は、三井さんがホームページで偶然知り得た情報です。裁判所からは、いまだもって弁護士に一切の音沙汰も無いのです。

原告の三井さんは、蛇の生殺しにも等しい扱いを裁判所から受けているといっても過言ではありません。司法官僚たちは、女性一人の人生設計なんて眼中に無いのかもしれませんが。この司法官僚の傲慢さに異議をとねえ術を、主権者である私たち市民が持てないというのが又腹立たしいところです。主権在民という言葉は、教科書の中だけだったのか、と、私は思います。日本の司法に対して強い不信感でいっぱいです。

しかし、今はただ三井さんを励まし支えつつ、裁判勝利という目標まで待とうと覚悟を決めたところです。どうかもうしばらく温かく見守ってください。

さて、皆様、今から半年前、塩月裁判長への正義の審判を求める葉書を全国からいただきましたこと、あらためて心から感謝いたします。大野町子弁護士とともに裁判所に届けましたこと、ここにお知らせいたします。

また、この間、三井さんは、ノルウェー外務省からの支援を受けて、同国に取材調査にでかけて来ました。「私の財政事情を察してか、ノルウェーが手を差し伸べてくれた」と三井さんは言います。世界有数の男女平等の社会ノルウェーのしくみをいち早く紹介してきた三井さんが、短い期間でも、北欧で仕事ができただけで、私どもはとてもうれしく思うとともに、さすがノルウェーだと感心しました。

最後になりますが、いつものお願いで大変心苦しいのですが、諸々の経費はついてまわるものですから、カンパのほうもどうかよろしく願いいたします。

## 脇田滋教授の意見書を読んで

自分が少し強くなった気がしました

小西佑佳子（川西市議会議員）

2年前、館長雇止め裁判の大阪地方裁判所での判決内容を知って、「契約職員は更新されるのが普通だ」という自分の常識が間違っていたのかと疑問に思いました。

私自身も期間契約のもとで働いたことがあります。1年に満たない期間の契約でしたが、更新されないかもしれないなどと別に心配はしませんでした。職場に勤務した最初の日に雇用者側から、「更新する」という言質を得ていましたし、このような期間を定めた契約は更新されるのが普通だと常識として知っていたからです。

しかし、大阪地裁判決は、期間を定めた雇用契約では、期間が満了したら雇用関係は終了して、更新しなくても別に構わないと言うのです。雇用主は都合のよい時だけ雇って、期間が切れたら雇用主の都合で「はい、さようなら」でもよいと言うのです。

この地裁判決に対して、私は素人ながら「おかしい」という疑問が消えませんでした。しかし、脇田さんが、控訴審に提出した意見書で、私の疑問を見事に解いてくれました。脇田さんは、解雇と同様に、仕事をやめさせるだけの正当な理由がなければ、雇止めすることは信義則上、許されないのだ、と過去の判例から説いています。

さらに、ドイツやイタリアなどを例にとって、労働者は正当な理由なく解雇されないのだ、解雇を正当化するために作られた労働契約は無効なのだ、という考え方を示し、またその考え方は日本の現行法でも解釈可能であることを示しています。そして、裁判所として当たり前の判断ができていないと地裁判決を痛烈に



脇田滋教授とは

龍谷大学教授。専門は労働法、社会保障法。1976年、京都大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学。博士（法学）。2002年より、日本労働法学会理事、日本社会保障法学会理事。

詳しくは、脇田滋教授HPをどうぞ

<http://www.law.ryukoku.ac.jp/~swakita/>

批判しています。胸がすく思いがしました。

さらに、脇田さんは、有期契約にするには正当な理由がなくてはいけないと論じています。ある期間だけに発生するわけではない仕事のために、つまり長期間継続する仕事のために、期間を定めて人を雇うのが、そもそもおかしいと説明しています。期間を限って人を雇うためには合理的な理由がなければいけないし、それを立証する責任は雇う側にあるとしています。こんな考え方があって、それを実行している国が現にあるということに、私の目からウロコが落ちました。別に世の中が変わったわけではないけれど、このことを知ったことで自分が少し強くなった気がしました。この考え方をもっと多くの人に知ってもらいたいです。

契約という形は、雇う側と雇われる側があたかも対等であるかのように見えますし、その契約を結ぶことは自由意思のもとに行っているように見えます。でもそれは偽装だと思います。雇う側は相手の生殺与奪の権を握り、期間雇用者はやむを得ず人生を切り売りさせられているのだと思います。

雇う側と雇われる側は、決して対等ではなく、雇う側のほうが強いことは明らかです。この現実を加味せず、形だけで判断するのでは真に中立とは言えません。裁判所はこれまで、このような現実の力関係を十分承知した上で、働く人の立場を守る判例を重ねてきたのだと思います。館長雇止め裁判でも、裁判所には自らの価値をおとしめないような仕事ぶりを期待します。

## 長年の憤りと疑問が氷解した

木村 真（豊中市議会議員）

龍谷大学の脇田先生が大阪高等裁判所裁判長に出した意見書に、とても強い印象を持ちましたので、働く者の相談にあたっての立場から、感想を書かせていただきます。

この意見書は、以下の4節から成っています。

1. 契約期間の定めと更新の合意
2. 雇止めの有効性
3. 最高裁・神戸弘陵学園事件判決の意義
4. 常勤館長への優先転換に関する配慮義務

大阪地方裁判所の判決は、本来、被告側に課せられるべき立証責任のほとんどを逆に原告側に求める極めて不当なものである、と、脇田先生はどの節でも明快に説明しています。

私は、「誰でも、一人でも入れる労働組合」、個人加盟のユニオンの執行委員です。非常勤、非正規労働者の問題を扱っています。その立場から、脇田先生の意見書の中で、契約期間の定めを設けることの問題について述べた第1節が、特に素晴らしいと感じました。そこで第1節を中心に述べたいと思います。

### 1. 期間を定めること自体に合理的な理由が必要である

有期雇用の雇止めの正当性については、一般的には、主として契約更新を期待する合理的な理由の有無で判断されてきました。例えば、更新が何回かなされ、何年もの間、雇用が継続されてきた場合。また、契約更新の際に、労働者に契約更新の意思を尋ねたりする手続きもないまま自動的に更新されてきた場合。こうした場合には、実態としては期間の定めのない雇用契約だとして、これを一方的に打ち切るためには「解雇」と同様の理由や手続きが必要となります。厚生労働省が作成したパンフレットでも、その趣旨のことが書かれており、一つの「原則」であるはずで

ところが、ユニオンの現場での実感から言えば、そんな原則などあってなきが如しなのです。期間の定め

のない雇用、いわゆる正社員の解雇と全く同様の厳格さをもって解雇権の濫用を制限しているかと言えば、とてもそうではないのが実態です（正社員も「厳格」ではないのですが、有期契約と較べると少しはマシ）。

例えば整理解雇にあたっては、正社員でなく有期雇用の労働者が真っ先に対象とされることが、当然のことと考えられています。また、雇止めのまともな理由がないことが明らかである場合を除くと、雇止めを覆すことは大変難しいのが現実です。「完全に不当」だという、明らかな「クロ」だというケースは、むしろまれです。使用者は必ず何らかの理由を持ち出してきました。その理由が取ってつけたに過ぎないものであっても、曲がりなりにも何らかの理由がある場合、雇止めを覆すことは大変難しいのです。それが「限りなくクロに近い灰色」であろうとも、難しいのです。

そんな時、私は、「仕事自体は恒常的なのに、仕事をする人間はなぜ有期なんだ！」という強い憤りを覚えました。これが認められている限り、明々白々たる、100%完全に不当だという場合以外は、雇止めは事実上、まかり通ってしまう。「恒常的な仕事なのに雇用契約は有期という働き方は原則的には許されないのだ」という考え方が確立されない限り、狡猾な経営者は必ず「グレーゾーン」に逃げ込んでしまう。

しかし脇田先生の意見書を読んで、私が長年悶々としてきた、こうした憤りや疑問が氷解する思いでした。

脇田先生は言います。有期雇用契約の規制が、ドイツをはじめヨーロッパでは定着しているのに、日本では全くルール化されていないこと。その日本でも、学説としては主流となりつつあること。

「労働契約に期間を定めるためには、合理的・客観的な理由が存在していなければならない」

「期限設定には理由を必要とする。期間を定めた労働契約の締結には正当事由が必要である」

「使用者側に解雇制限法理脱法という意図がないと言えない限り、契約期間設定自体が無効であると解する必要がある」・・・。

実に明快です。

これ以上、何を付け加える必要があるでしょうか。会社との交渉の中で、労働委員会の審判で、裁判の法

延で、街頭での宣伝で、あらゆる場面で、脇田先生が示す、この当然の考え方を、主張し、現実として定着させていかねばならない。私はこのように思いました。

## 2. 合理性の立証責任は使用者の側にある

そしてもう一つ。「労働契約に期間を定めるためには、合理的・客観的な理由が存在していなければならない」ということ、これを実効性あるものとするには、使用者の側がそれを立証することを原則とせねばなりません。労働者の側に不当であると立証させるのではないのです。突然職場を追い出された労働者に、そんなことを立証できるはずがありません。

そもそも、労働者と使用者は対等ではありません。そんなことは、誰でも分かっています。採用の時を思い起こせば明らかです。採否は会社側の判断に委ねられているのです。だから多くの人は、会社に「雇ってもらっている」と感じながら働いているのです。圧倒的に使用者の側が優位なのです。だからこそ、対等な者同士を想定した民法上の契約だけでなく、使用者と対等に近づけるよう、労働基準法その他の労働法によって労働者を保護しているのです。

もともと不利な立場の労働者が、使用者から「不当な仕打ち」を受けた時、それが「不当」であると立証せねばならないとしたら……。全くむちゃな話です。立証なんてできっこないのです、ほとんどの場合には。逆に、会社の側にこそ「正当」であることを立証する責任を課しないと、どんな素晴らしい法律があろうと、

無意味とまでは言わないまでも意味は半減です。

脇田先生の意見書いわく、「期間設定について合理的な理由があることを立証することができないときには、期間を定めない労働契約を結んだと解釈することになる。とくに、短期契約を反復更新することは、まさに、そのこと自体が契約期間の設定に合理的理由がなかったことを意味すると考えられることになる」。そうだ、その通りだ！こんな当たり前なことが、なぜ日本では当たり前になってないんだ！この部分には、思わず手を叩いてしまいました。

続けて脇田先生いわく、「地裁判決は、契約期間設定に対して解雇を制限する確立した判例法理やそれを確認した強行規定の存在についてまったく考慮をせずに、逆に、契約更新の合意の存在の立証を労働者側に課している点で根本的に判例法理や法令の解釈を誤っていると考えられる」。な～るほど。つまり、日本でも当たり前となりつつあるのです。なのに、大阪地裁判決は、それを無視したということなのです。納得。

このたびの三井さんの裁判は、使い捨ての部品でもロボットでもない生身の人間である私たちが、人間らしい働き方のルールを勝ち取っていくために、とても大切な訴訟だと考えます。脇田先生が意見書で述べておられる主張が認められ、三井さんが大阪高裁で、地裁の不当判決を覆して勝訴することを祈念するとともに、私が応援できることがあるのなら、ぜひ応援したいと思っています。



今年の5月12日、豊中市役所の最寄駅、岡町にて、チラシまき

## 浅倉むつ子教授の意見書を読んで



### 全国的バックラッシュの 象徴的事件

瀬野喜代（東京都荒川区議会議員）

浅倉教授の意見書には、三井マリ子さん解雇の真相が、実に的確に述べられていると思う。

三井さんが豊中市男女共同参画推進センター館長を解雇されることになった当時、全国各地でバックラッシュの動きが繰り返されてきた。このバックラッシュの動きを、行政がどのように受け止め、行政がどのように施策に反映してきたかを知ることなくして、三井さんの裁判を裁くことはできない。

浅倉意見書はこの点をはっきりと指摘している。その上にとって、三井さんの「人格権侵害」をし、「職場環境保持義務」の履行を放棄した豊中市の責任を明らかにしている。

東京都荒川区で議員をしている私は、バックラッシュの動きを身をもって知った。その観点から感想を述べたい。

2000年に豊中市が男女共同参画推進センター「すてっぷ」館長を公募し、三井マリさんが選ばれたことは、全国的な話題となった。翌年ぐらいに私も豊中市を訪問し、すてっぷ館内を視察した。その明るい施設の雰囲気と、講座やイベントの多様さに感心し、三井館長の下での職員の活躍ぶりを想像したものである。その三井さんが、誹謗中傷され、理由なく解雇され、男女平等を推進するはずの職場を追われてしまった。

三井マリさんの解雇に至るさまざまな嫌がらせや誹謗中傷は、1999年の男女共同参画社会基本法の制定を経て、男女共同参画社会の実現に向けた国や地方行政の取り組みが全国で展開されようとしてきた矢

先、日本全国で起きた動きと連動している。つまり、各地で男女共同参画推進施策が実践されつつあった頃、それに反対するバックラッシュの動きが全国で活発化していった。三井さんの解雇は、その頃の象徴的な事件であった。

豊中市において男女共同参画推進条例が審議されようとしている中、「三井さんが『専業主婦は頭が悪い』と講演会で言った」というデマが流された、ちょうどその頃、2003年秋、私の住む東京都荒川区では、区長が、荒川区男女共同参画社会推進計画の見直しを言い出した。

この計画は、2001年4月に策定された。区内在住在勤者10名による「荒川区男女共同参画社会づくりに関する懇談会」の1年間にわたる話合いの結果、作られたものだった。区内には男女平等推進センター「アクト21」があり、女性団体が中心となって企画運営を担っていた。しかし、2002年頃から、「講演会講師などの私たちの提案が次々に否定されてしまう」というような心配の声が、「アクト21」周辺で聞かれるようになった。

こうした中、区長は、「ジェンダーフリーは、性差を否定する革命思想で家庭を破壊し社会を破壊する」というバックラッシュ派の理由から、「ジェンダーフリー」という言葉が記載された当計画を見直す宣言をしたのである。そして、「男女共同参画社会の形成に関する基本条例の制定に向けた懇談会」を新設した。

この懇談会の会長は、「女は専業主婦がいい」「専業主婦の立場や利害を代弁する男性が政治家になればいい。女性の政治家を増やす必要はない」と公言している学者だった。また懇談会の委員には、バックラッシュ派の中心メンバーが集められた。こうした委員を選定した背景には、区議会でもよく職員を罵倒し、職員から恐れられていた多数会派の議員の関与・介入があったのである。

辞任する委員も出た中、懇談会は、区長に報告書を提出した。

区は、当懇談会の報告に沿う形で、性別役割分担を強調した条例案を議会に提出した。しかし過半数の賛成が得られない見通しとなって、条例案を撤回する経過をたどった。(その後、その区長は収賄で逮捕された。)

浅倉意見書において、三井さんを含む女性職員4人が北川議員らからの抗議＝恫喝・罵倒を受けたことが書かれている。この部分を読んで、私は、荒川区議会多数会派の議員が大声で職員を罵倒し、震え上がらせている場面に遭遇した嫌な経験を思い出した。私は、浅倉意見書によって、「職場環境保持義務」という言葉を初めて知った。働く者を恐怖に陥れるような恫喝・罵倒は、そこで働く者の人格権を破壊する行為であるということらしい。そして、雇用主には、働く者の人格権を侵害されずに働けるようにすることが課されているということも知った。それが職場環境保持義務だということ。要するに、職員を恫喝・罵倒するという議員などの度を越した言動を黙認することは職場環境保持義務違反だということである。その通りだと思う。

最後になるが、「豊中市および財団による控訴人に対する態度の変化」という章に、バックラッシュ勢力からの攻撃を恐れ、豊中市が、非常勤館長から常勤館長に切り替えるという建前を理由に、「三井は常勤は無理と言っている」という未確認の虚偽情報を流すなど裏で画策した三井さん解雇に至る流れが、詳述されている(「浅倉意見書」p9-13)。この記述は、非常に説得力があり、特に感銘を受けた。

労働法、ジェンダー法の専門家だからこそその意見書であろう。裁判所が真摯にこの浅倉意見書を受けとめる事を期待する。



## 巨大な壁に挑む足場

仲野暢子(禁煙教育をすすめる会代表世話人)

私は1970年代以来の男女差別撤廃運動で、三井マリ子さんと一緒に活動した仲間の一人です。マリ子さんは時代と共に告発だけでなく、真の平等社会への前

進を求めて、さまざまな新しい活動の分野を切り開いてきました。

この「男女共同参画推進センター」館長への就任では、彼女の強力なエンジンをフルに稼働させた明るい未来を作るための創造的な活動が大いに期待され、実際彼女は生来の明るい創造性と献身的活動で、新しい地域活動の手本とも言える数々の企画を実現し、地域の女性を勇気付けてきました。

彼女の「雇止め事件」については、その手口のあまりの卑劣さと、そしてそれがまかり通ってしまう、相も変わらず日本の男性支配社会の理不尽さに、私は怒りに震えながらも、反撃をする手がかりをどう求めていけばよいのか、立ちすくむ思いでした。

浅倉先生の意見書を読んで、この巨大な壁に挑む足場の一つひとつ示された思いがし、さわやかな感動を覚えました。法律を知ること、それを使いこなすことの重要さは普段の生活では意識しませんが、こういう場合に、とくに女性の側に立った専門家の役割の大きさを痛感します。

人格権を誰が侵したか、誰が守るべき立場にあるか、形式上の使用者だけでなく、実質誰が決定権を持っているか、使用者は職場環境保持義務を持つという観点など、一般人にも明快にわかるよう説かれていて、読んですっきりします。

バックラッシュ勢力の野蛮極まりない攻撃について、行政の職員が受ける恐怖にも似た不快さに同情の余地があるとしても、責任は逃れられないと言われることも、納得いきます。しかし、この事件の元凶とも言うべきバックラッシュ勢力について法的追求ができないのは、この裁判の請求目的からしていたし方ないにしても、非常に口惜しく、裁判以外の何らかの方法がないものかと思えます。

そんな意味でも、この裁判は三井さん個人の問題でなく、私たちの社会を陰に陽に支配しているバックラッシュ勢力との戦いであり、また行政への民主主義と法を守らせる要求であることを明らかにしてくれるものだと思えます。





## 女性の労働権を守る闘い

におかみるこ (ファイトバックの会)

浅倉教授の意見書については、その明快な論旨に多くの感動的賞賛が寄せられています。私も、遅ればせながら個人的感想を書きます。

思えば、2000年、三井マリ子さんの「豊中市男女共同参画推進センター」館長就任のとき、私は思わず「やったあー」と叫んだものです。これで女の職場がまたひとつ増えた、しかも「重要な職場の重要なポスト」に女性が進出できたと喜んだからです。

かつて女子学生は、就職試験を受ける事さえできませんでした。そんな40年以上前の時代、「全国女子学生大会」という大学在籍中の女性たちが全国的に集まって企画運営した珍しい会がありました。その全国女子学生大会で出された決議文には、「就職試験を受けさせる」という要求があったことを、記憶しています。女性だからと門前払いも受けてきました。そんな時代を過ごしてきましたから、私にとってこの裁判は他人事とは思えません。

その後、多くの女性の苦しい闘いを経て、世界の流れも変わってきました。日本もようやく「女性差別撤廃条約」を批准し、男女雇用機会均等法が制定されるなど少しずつは前進し、男女共同参画社会基本法の制定にまで来ました。

ところが、ここに至り「館長の雇止め」です。喜んだのも束の間でした。三井さんが追い出された後のポストは、現在どうなっているのでしょうか？ 豊中市の「男女共同参画推進センター」館長には、男性が帰り咲いています（笑）。「すてっぷの灯は消えた！」（すてっぷは豊中男女共同参画推進センターの愛称）。やはり女性の社会進出はむずかしい。

政府はバックラッシュ派の動きに配慮して、女性差別撤廃や女性政策推進に非常に消極的です。そうした国の弱気な対応に気をよくしたバックラッシュ派は各地でさらに勢いづきます。地方行政は、バックラッシュ

派の攻撃に怯えて卑劣な手段を弄してまで、難なきを得ようとしたのです。

浅倉教授は「バックラッシュ勢力への自治体行政の対応を認識する事なしに この裁判の本質は捉えられない」と実に明快にその経緯を指摘されました。いくつもの事例が出されていますが、その中から、いわゆる「ファックス事件」について引用します。豊中市のK議員が、1年前のすてっぷの内部文書について人権文化部長を恫喝し、そのことで、三井さんが3時間にわたってK議員などから罵倒された事件です。

「この事件が、控訴人（三井マリ子）にとってはもとより、対応した市の職員たちにすら、相当なる精神的な疲弊を招いたことは、誰がみても明らかである。これはまさに、議員による行政に対する暴力的な威圧的言動の実例であり、このような議員の言動に対しては、むしろ市から議員に対して「抗議すべき」ものではないのだろうか。いやしくも「机を強打して相手を怒鳴りつける」というような暴力的言動を市職員が第三者からなされた場合、しかもそれが業務に関わってなされた場合には、当該職員の使用者としての責任から、市および財団は、相手に抗議して謝罪を要求すべきであろう。それが、職員の働く環境を整備する義務を負う使用者としての当然の責務だからである。それをまったくせず、かえって相手をなだめるために、関係者へのおわび行脚をせよ、と控訴人に指示したり、職員を「処分」し、かつ控訴人に始末書の提出を求めるといったような市の対応自体、このような威圧的言動を恐れて屈服したことを示しているのではないだろうか。

このような経緯からも、バックラッシュ派の議員による威圧的な攻撃を恐れて、その要因をつくっている（と考えた）控訴人をうとましく思うようになった市の責任者の内心の動きは、手にとるように理解できる。」（浅倉意見書 p 12 - 13）

浅倉意見書を仔細に読めば、豊中市の市長が独断で決めて、担当の人権文化部長が画策したことが浮かび上がり、それを許した、すてっぷ財団の理事長や理事の面々の思惑まで想像されます。その人たちが結果として三井さんの生きる糧を奪ったのです。ですから、その人たちは、女性の人権や女性の労働権という基本的権利を文献上は使い慣れていても、目の前のすてっ

ぶ館長には、その女性の人権・労働権を使おうとしなかったのだと言えます。

三井さんのみならず、あらゆる女性が人権も労働権も無視されているこの社会だからこそ、女性はこの格差社会の最低線に貶められているのです。ですから豊中市側は、三井さんを不当にも雇止めしたとき、「女なんだから、雇止めを言い渡しても泣き寝入りして終わるだろう」と、たかを括っていたに違いありません。しかし、三井さんは泣き寝入りしませんでした。敢然と立ち上がったのです。三井さんのお蔭で明確になったことは多く、特に最近では格差社会の認識も拡がり、この控訴審が単に三井さん一個人の問題でないことがますます明確になりました。だからこそ裁判への支援の輪をどんどん拡げていきたいと思っています。

日本は、まだまだ女性の生きやすい社会ではありません。実質的には機会均等なんて絵に描いた餅です。しかし、世の中の流れは変わります。議会内外で三井さんやすてつぷに嫌がらせをしたK市議会議員の落選をみれば、人々は見るともみているのだと心強い思いもします。また、豊中市でバックラッシュ派の先頭に立って、三井さんやすてつぷに嫌がらせを続けていた男性M（教育再生地方議員と百人の会事務局長）が暴力行為法違反容疑で逮捕された、という報道が最近ありました。

アメリカのオバマ大統領は、女性差別撤廃条約の批准を公約として掲げています。アメリカの方が日本より先に女性差別撤廃条約・選択議定書の批准にまで進むかもしれません。日本政府は、女性差別撤廃条約は批准しましたが、この選択議定書を批准する気はないようです。先月、国会のバックラッシュ派議員が、選択議定書批准に反対の声を上げたことを新聞で知りました。この国会議員たちは、三井さんに嫌がらせをしたバックラッシュ派議員と同じ団体に属する人たちです。

女性差別撤廃条約の締約国 185 カ国中先進国で、選択議定書を批准していないのはアメリカと日本だけです。毎年、毎年、女性たちがこの選択議定書の批准要求を国会に提出しているのに無視されています。情けないけれど、アメリカが変われば日本もかわるかもしれません。いや、この裁判が勝訴すれば、バックラッシュ

派の攻撃が弱くなり、政府も重い腰をあげて批准に一步進んでくれるかもしれません。

いずれにしても、女性の人権や労働権が認められないならば、日本の未来は決して明るくはなりません。裁判長が、このことを十分考慮して判決を書いてくださるよう期待するより他はありません。



## 日本女性の解放と平和がかかっている

前田 富士子（郵政退職会 京都連絡協議会 簡保支部松寿会会長）

浅倉先生の「意見書」を、全面的に支持します。三井マリ子さんが、豊中の女性センターの館長だと知っていましたが、非常勤の館長だと知ったときは、びっくりしました。館長と名のつく男性で、非常勤だという方は、おられたのでしょうか。いたとしても、三井さんのように簡単に首を斬られた男性館長はおられなかったのではないのでしょうか。

非常勤であっても、館長に就任された三井さんの男女平等推進、男女共同参画社会の実現に対する熱意と行動には、圧倒されていました。私だけではありません、豊中市も、市民も、三井さんの活躍を評価してきたのです。その三井さんが、豊中から追い出されてしまったことに、またまたびっくりしました。浅倉先生の意見書を読んで、三井さんは人格権を侵害されたのだ、とわかりました。これに怒らずにおられましょうか。

何故、豊中市は、三井さんの人格権を奪ったのですか。何故、豊中市は、行政として憲法を守る立場にありながら、憲法を侵すバックラッシュ勢力に対して、毅然とした対処ができなかったのですか。そのバックラッシュ勢力は、「三井館長は講演会で、専業主婦は頭が悪い、と言った」という噂を流しました。一番に解放されなければならない専業主婦に対して、「頭が悪い」などと、三井さんが言いますか。ちょっと考えただけで、ウソだということが判ります。何故、誰でもすぐ判るデマを、豊中市も、財団も、山本事務局長（市の出向職員）も、きちんと否定しなかったのですか。

戦後、労働組合が結成され、労働講座を受講していた姉から、私は、労働運動について聞いていました。労働歌やロシア民謡も教わりました。また姉は『女性改造』という月刊誌を購読していました。当時私は、西京高校の高校生でした。京都は戦後いち早く地域制、総合制、男女共学を実施しており、名簿も男女混合のアイウエオ順でした。ゴリーキーの『どん底』の演劇に感銘と衝撃を受けたことを覚えています。

そんな自由な高校時代を送っていた私は、姉の留守に、『女性改造』を読んでいました。因習を打破し、女性が経済的に自立して生きることを鼓舞するような論文が多く載っている雑誌でした。一番、印象に残っているのは、「原始、女性は太陽であった」という平塚らいちょうのことばです。そんな中で、「自分が働くようになったら、労働組合にはいるのが当たり前なんや」と思うようになっていました。

私は、郵政省 京都支部地方簡易保険局に就職しました。採用試験は、筆記の後に面接がありました。面接官は男性ばかりで4人だったと思います。私は、「何のために働くのか」と聞かれ、「男女差別賃金をなくすために働きます」と答えたことをはっきり覚えています。その当時、男性が100に対して、女性は60でした。でも、面接官は、「男女差別賃金をなくすために働きます」と私が言ったことについて、「何を言ってるか、意味がわからなかった」と言っていたということを、就職してから耳にしました。

就職をしたのは1952（昭和27）年4月14日、退職したのは1993（平成5）年3月31日です。40年11月17日間働いたことは、私の誇りです。

就職してまもなく、ガリキリ、謄写板と手刷りで、ニュース発行などを手伝いました。「ガリキリ3年、刷り8年」と言われた、難しい作業でした。その後、簡保支部の婦人部の委員になって、その後、簡保支部婦人部常任幹事→副部長→部長。さらに全通 京都地区本部婦人部常任委員→副部長→部長、を務めました。それから、婦人部をやめ、簡保支部の執行委員をしました。

執行委員の私の担当は、「共闘」「労災」「献血」でした。「共闘」では仙台の松山事件支援など、「労災」はキー

パンチャーのけいわん発症、公務災害認定闘争などに取り組みました。「献血」は、職員だけでなくその家族にも呼びかけることになっており、担当の私は、吸血鬼といわれていました。

厚手の紙にパンチを打ち込むキーパンチャーは女性の仕事でした。約100名中、けいわん発症約80名で、そのうち15名の認定を勝ち取りました。しかし、事務職のボールペンによる腱鞘炎、けいわん発症は認められませんでした。「しんどい、しんどい」と言っていた腱鞘炎の人を、認定されないまま退職させてしまったことは、大きな悲しみでした。私は、「働いて病気になったら、健康になってから退職しよう」と言っていたのです。

また、60年安保闘争と三池闘争は、国家権力が東と西に二分化したといわれる闘いでした。三池闘争の中で、荒木栄作曲の歌は素晴らしいものでした。「がんばろう、つきあがる空に…」(森田ヤエ子作詞)はじめ多くの歌に、みんなが励まされました。私のメーデー参加は、1953（昭和28）年です。メーデーは、全世界の労働者階級がいつせいに立ち上がる日です。メーデーに参加すると心丈夫に思います。2008年は入院中のため医師の許可が出なくて不参加でしたが、それ以外は1回も欠かさず参加し、今年2009年、55回目のメーデー参加ができました。とてもうれしかったです。

現在、男女格差賃金は、男性100に対し女性64です（注1）。戦後とあまり変わっていません。男女同一価値労働同一賃金の確立が、私の目標です。これを実現しない限り、女性はもちろん男性も幸せになれないと私は思っています。賃金だけでなく、女性の参政権行使から60年以上たった現在でも、日本は女性差別だらけです。

「働く女性の53%が非正規職員」「正規社員も、管理区分で格差を受ける」「成果主義で、賃金に潜む性差別がある」「シングルマザーの貧困率、日本は58% OECD諸国は21%」「有価労働に従事するシングルマザーが、従事しないシングルマザーより、貧困率の高いのは、トルコと日本だけ」「こうした条件下で、2002年から児童扶養手当の事実上の削減」

雑壇では、男雑と女雑は同じ段に座っています。ところが、賃金格差は100対64ですから、現実、男

雛が10段目に座っているのに、女雛は6段目なのです。女雛が10段目に座ってはじめて、男性も女性も、幸せになれるのです。

男女性別役割分担を固執する豊中市の北川悟司議員(当時)、「教育再生地方議員百人と市民の会」などの団体の方々、男が10段目で、女が6段目の雛壇のままが良いのですか。何故、あなた方は、女性が男性と平等になることに反対なのですか。何故、男女平等をうたう憲法をふみにじるのですか。

最近、『新婦人しんぶん』(2009年4月23日号)で「男女平等・共同参画への攻撃、後退、各地で」という特集を読みました。政府が、第二次男女共同参画基本計画を見直す2010年に向けて、各地で、豊中市と同じようなバックラッシュ攻撃が起こっていることが報道されています。

熊本市が提案した男女共同参画条例案に、熊本市議会の一部の議員が、「日本の伝統文化を否定している」と主張し、50カ所も修正、賛成多数で可決したそうです。条例の前文にあった「女性差別撤廃条約」に関わる部分が削除され、条文にあった「性別による固定的な役割分担意識」「セクハラ」「ドメスティック・バイオレンス」も削除されたと書かれています。

松山市議会では、「市がジェンダー学あるいは女性学の学習あるいは研究をしないこと」など、条例をゆがめる請願が採択されたそうです。それに対して、浅倉先生を代表とするジェンダー法学会が、憂慮する声明を出しています(注2)。ところが、松山市はバックラッシュ勢力に譲歩する姿勢を変えていません。女性センター館長自らジェンダー関係の本を撤去。性教育を非難する講師の講演会を催すなど、「市みずからがバックラッシュの先頭に立っています」ということです。

バックラッシュ攻撃に対して、私たちは闘うのみです。女性も男性も共に、性別役割分業にとらわれることなく、一人の人間として、尊重される社会をつくるために、すべての自治体で、性別役割分業を変えることを含んだ「男女平等条例」制定が必要です。今年は、女性差別撤廃条約採択から30年。国際社会からも、日本の男女平等、男女共同参画へのとりくみが、注目されているのです。



「意見書」を書いた浅倉むつ子教授とは：  
東京都立大学法学部教授、ヴァージニア大学ロースクール客員研究員を経て現在、早稲田大学大学院法務研究科教授。「労働法における均等待遇原則」、「労働法のジェンダー分析」が専門。  
1991年山川菊栄賞受賞

社民党党首の福島瑞穂さん(現男女共同参画担当大臣)は、こう言っています。

「北欧に『平和と平等は手を携えてやってくる』というステキな言葉がある。今は、『戦争と差別・排外主義が手を携えてやってくる』という時代になっているのではないか。」「(女性の政治参加)：『アジェンダ—未来への課題—』2004年号より)

男女平等の大切さを認識し、男女平等をすすめる仕事を邪魔したバックラッシュ勢力に対して、敢然と闘う決意をされた三井さんの勇気を尊いと思います。三井さんの闘っている問題は、三井さん一人だけの問題ではないのです。日本女性の解放と平和がかかっているのです。勝利するまで、闘うのみです。

注1 賃金格差は2009年 男性100に対し女性66

注2 ジェンダー法学会理事会声明

<http://www.soc.nii.ac.jp/genderlaw/info.htm#seimei08>

## 塩月裁判長への請願

### 真剣な支援者の声から

● 全国の自治体が今、「男女共同参画政策」を展開するのに及び腰。うわつつらだけのパフォーマンスとしか思えないやり方に変質してきています。自治体における象徴的な事件であるこの「館長雇止め・バックラッシュ裁判」の判決結果は、全国自治体に波及するのです。日本で、男女平等政策を推進できるか否か問われています。豊中市がやったことは許されないことであるとの判断をお願いします。

(滋賀県大津市 岡田啓子)

● 私は37年前に男女の賃金差別を闘って12年8か月の末に実質的な成果を勝ち取った者です。館長雇止め事件は21世紀に入った今日でさえ女性の人格を貶めているものとして心外に耐えられません。公正な裁判を期待できるなら結果はバックラッシュ勢力と、それに振り回されている豊中市の定見のなさを天下に知らしめることになるでしょう。公明正大な審判を心からお願いいたします。

(三重県鈴鹿市 山本和子)

● 男女共同参画社会基本法が施行されて10年を迎えるというのに、日本の男女平等政策は一向に進まず、むしろ後退した面もあります。真の平等政策を進めるため、館長雇止めの不当性を明らかにしてください。

(長崎県佐世保市 堤 典子)

● 昭和30年代社会の上層部を明治男性で固めていた頃の女性差別はひどかった。新憲法の男女平等など読んでも誰も理解できなかつたに相違ない。・・・それから半世紀、豊中市のバックラッシュ裁判は一体いつの時代の話なのか嘖然とする。「お前正気か」と豊中市の関係者に言いたい。もし正気だというなら「恥を知れ」と言いたい。

(京都府宇治市 富岡亮子)

● 高齢化少子化の今後、女性の労働力は不可欠となるでしょう。女性の人権が認められ、労働力、子育ての必要性が求められる今後、この裁判は今後の社会の

あり方に重要な審判になることと思います。

(大阪府東大阪市 米田由美子)

● 三井さんは「女性だから」という理由で片づけられている現実への気づきを導き、小さな声を繋ぐキーパーソンです。女性たちの力を再生させる希望が三井さんです。三井さんの人格権の侵害は、今なお男尊女卑社会であることをあらためて逡巡させ、女性の生きる力を貶めるものだろうと考えています。

(岩手県宮古市 佐藤裕子)

● 雇用に対して大揺れに揺れている日本の現状（労働者派遣法など、そもそも、一般労働者にまで拡大された時点で司法から見て人権疎外の事態が予想されたはず）からみても、雇用形態について、真に、人権尊重の立場から公正な審判を！！昨今、他の分野においても人権尊重の立場からさまざまに判決がおりていることですから・・・。当然その流れに逆行なことはあるまいと。期待しております。

(秋田県秋田市 三浦伊久)

● 「女性差別撤廃条約」は批准したが「選択議定書」は批准していない日本！先進国で批准していないのはアメリカと日本だけ。オバマ氏は批准するに違いない。そこをよく考えて審判してほしい！！

(東京都世田谷区 北沢杏子)

● アメリカでも黒人の大統領が生まれました。人類の歴史は確実に差別なき方向に前進します。女性差別、非正規差別の社会のゆがみも、かならず是正されます。日本でのバックラッシュ勢力や市の不正に利する反動的な判決はやめて下さい。

(沖縄県島尻郡南風原町 山城直美)

● 今回の行政は、バックラッシュ攻撃があったとして、公募で採用した館長を一方的に雇止めしました。

市民や職員に温かな行政がないがしろにされていくようで、元職員として恥ずかしい。行政が反省する機会として公正な審判を願っています。

(大阪府豊中市 小野武司)

● 男女共同参画社会基本法が成立して10年の節目となる今年、この問題は、豊中市のみの小さな事件ではないと思います。ぜひとも公正な審判を求めます。

(香川県高松市 三野ハル子)

● ジェンダーという言葉に拒絶反応を示すような行政のありように、国の方向が過去の時代に再び向かっているのではないかと恐怖をもっています。この方向は戦争への道です。どうぞ裁判で、女性が人間としての権利を公正に行使できるよう、認めてください。

(京都府宇治市 堀井千恵子)

● 地裁から公判を欠かさず傍聴してまいりました。雇止めに至る経緯—館長でありながら情報から疎外された様子、最初から結論ありきの見せかけの選考などの不公正さ—があきらかになったと思います。行政は外からの不当な圧力に対して、常勤、非常勤を問わず、職員を守る義務があることも、専門家の陳述書にも述べられています。被告は原告の問いに正面から答えていないと思います。

(兵庫県芦屋市 福間公子)

● 男女共同参画社会基本法が施行され、日本でもいよいよ性別に関係なく多様な生き方を選べる環境を整えようとしている時に、それを推進する三井氏に対し公正な審判が過去においてなかった事を非常に残念に思います。どうぞ私達市民の声をひろいあげ、三井氏、そして私達の人権を守ってください。

(大阪府大阪市 池崎翔子)

● 「男女共同参画センター等の職員に関するアンケート」(内閣府男女共同参画局 2008.7.18 実施)によれば、正規職員の割合は女性 50.8%、男性 81.9%。非正規女性 49.2%、男性 18.1%。別な見方をすれば正規職員の男性は殆どが管理職ともいえます。この様な現状に、あるべき方向を示すのが、今裁判の課せられた使命です。参画法の理念に基づいた判決を出されるようよろしく要望いたします。

(滋賀県大津市 嶋川まき子)

● 女性が働きやすい環境を整えて行かなければならない時代に来ています。どうぞ愛あるお心を示してください。

(徳島県鳴門市 川井ふみ子)

● 女性が女性であることに誇りを持って、女性が女性と助け合うことに喜びを持って、女性が女性を誂いあげる時、不愉快に思う男性はまだまだいるようです。どうかこの判決で豊中市の館長雇止めにもられる差別意識をくいとめていただけるよう願います。

(東京都八王子市 望月すみ江)

● 平和、環境、福祉・・・さまざまな人類の乗り越えるべき問題の基本的なところに男女共同参画の視点が必要であると考えます。男女平等への道を閉ざすバックラッシュに対して公正な審理を望みます。

(高知県香南市 松本和子)

● 男女平等を求めるのは、真の民主主義実現を求めるからでもあるのです。豊中市のしてきたことは、これまで努力してきた多くの市民や自治体に唾する行為です。

(東京都八王子市 遠藤真子)

● 私はこの6月15日に定年を迎えました。働き始めた頃は当たり前のように男女差別賃金で、それは現在まで巧妙に形を変えて続いています。人が男女の別や雇用形態にかかわらず、一人の人間として扱われる真の平等を実現することが、日本の明るい未来を切り開くことになると思います。

(京都府長岡京市 北川喜久子)

● 女性の地位向上の活動を敵視して、実績を上げてきている館長を姑息な手段で解雇するとは、女性の人権と非正規労働者の人権の両方を侵しています。男女共同参画白書でも、女性の立場は改善されていません。人権を守る社会めざして裁判をお願いします。

(福井県小浜市 世戸玉枝)

● 法律の基盤に対する暴力的な人事です。一般男性であれば、許されない待遇に(非常勤)なおかつ首切り!やはりあってはならない。法的にすじを通し、社会のありように警鐘を是非、お立場で出して下さい。

(京都府京都市 高村美津子)

## 緊急レポート： 年内か年明けに判決か

結審(5/22)後、半年が経過したにもかかわらず、判決の日が決まっていません。そこで、支援する会として、11月13日(金)午前9時過ぎ、大阪高裁第11民事部に電話をしました。担当の湯浅書記官は「(判決は)早くて12月中、あるいは1月中になるのではないか」という新情報をくださいました。そのやりとりを再現します。

Q：何故、こんなに判決の日程が遅くなっているのか、現状を知りたいです。全国800人を超える支援者からも問合せが入っています。

A：前任の方(塩月裁判長他のこと)が、作業(判決文を書く)をしているところだと思います。この事件は難しいので時間がかかっているのだと思います。

Q：おおよそ、いつ頃に判決ということになるのでしょうか。

A：早くて12月中、あるいは遅ければ1月中ということになるんじゃないかと思っています。

Q：判決日の何日前くらいに、誰に通知することになるのでしょうか。

A：裁判によっては、何日あけなくてはいけないということもあるのですが、この件は裁判長の方で方向性が出たら、弁護士がついておられるので、弁護団(豊中、財団側にも)の方へ通知することになります。

Q：弁護士双方との日程の調整をされるんですか。

A：それは、こちらの方からは言えませんが・・・。

Q：それにしても、人権を擁護する立場の裁判所で、しかも、“開かれた司法を”といわれている、この社会で半年も待たせたままというのは納得できません。それに多くの支援者に、この現状を伝えたいと思っていますので、又電話を入れさせていただくかも知れません。

A：おっしゃりたいことは、だいたい分かります。私は、ここで、一番古い方ですが、こんなに、延びているのはめずらしいケースです。

2009/11/13 [鈴木誠子]

初代館長三井マリ子さん雇止めから5年7ヶ月“すてっぷ”の工事始まる：

## この裁判とすてっぷの今——職員体制変更は組織強化ではない

「すてっぷセミナーガイド No.38号」(2009.9発行)に、すてっぷに国際交流センターが移転することに伴う工事のお知らせがありました。

- ・貸室やロビー、ミニギャラリー利用の中止(2009年10月～2010年2月末まで)
- ・情報ライブラリー、相談室は利用可
- ・講座(すてっぷ主催事業等)は公民館等公的施設で実施

講座は別の施設で続行と、しかし講座内容は、ビジネス英語・社会保険労務事務入門講座。パソコン教室・ファイナンシャルプランナー3級試験対策講座等です。この館の設置目的にかなった事業とは考えられない、ビジネス教育産業の講師派遣事業ばかりです。

参照：とよなか男女共同参画推進センター条例 <http://www.tcct.zaq.ne.jp/toyonaka-step/about/about-pdf/sentajourei.pdf>

手元の資料で計算しますと、現在のとよなか国際交流センターの部屋は、265㎡から913㎡となります。国際交流センターは随分ひろくなるようです。

しかし、5階・6階にあったすてっぷは5階のみとなり、544㎡に縮小されてしまいます。

私がこの重要な情報を知ったのは、たまたま9月中旬にすてっぷに立ち寄って、チラシが置いてある棚の横を通ったからです。このチラシは、すてっぷ利用者以外には簡単には目にはできませんので、多くの市民はこの重要な情報を知らないのではないのでしょうか。もちろん豊中市広報の9月号にも記載され

ていません。

初代館長の三井さんを首にしてまで成立させた「豊中市男女共同参画推進条例」を推進するための館が、その事業を放棄しているように思えます。

私は、積極的に女性問題に取り組んだ林市長の時代に、市が市民に呼びかけた「女性センター基本構想市民委員」として係わり始めて14年になります。今あるような惨憺たる女性センターになるとは、当時は考えもせず、後世の女性のため、夢いっぱい楽しく活動しました。

ところが、次の一色市長の時代となり様子が変わってきました。初代館長を全国公募にし、三井さんが就任したのはよかったのですが、その後、「すてっぷ受難の時代」となっていました。私たちは、三井館長続投を願う市民要望書を、市や財団理事長、理事宛、幾度か提出しました。市の部長に直接要望もしました。しかし、市と財団は、“組織強化”と称して非常勤館長を廃止して、館長職の常勤化するという職員体制変更案を強行したのです。それは実は、初代すてっぷ館長三井マリ子さんの雇止めだった——皆さんご存知のとおりです。

職員体制変更は、組織強化ではなく、組織弱体化だったのです。“すてっぷ”を弱体化させた豊中市ととよなか男女共同参画推進財団の責務は重大であると思います。

匿名希望(豊中市民)

### 編集後記

判決の日程が決まるのを今か今かと待ち続け、前号発行から6ヶ月近くが過ぎました。この間、日本は歴史的な変貌を遂げつつあります。民主党が政権を奪取し、鳩山総理のもと新政府が着々と政治の手直しに着手しています。司法の世界でも裁判員制度による市民参加の裁判が始まりました。国連の女子差別撤廃委員会からは、日本政府に対して男女平等政策を本腰を入れて取り組むように厳しい勧告が出されました。

東京都ではオリンピック招致に破れ、石原都知事の権威は弱まり、自民党のバックラッシュ派もかつての勢いはありません。私たちにとっても大変歓迎すべきべきことです。高裁判事がこの大きなうねりに敏感であるなら、きっとよい判決が出るに違いありません！

(木村民子)